

ハナトピア岩沼の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ハナトピア岩沼の設置及び管理に関する条例（平成11年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和22年法律第67号）」を「（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改める。

第4条中「置く」を「置くことができる」に改める。

第12条を第17条とし、第11条の次に次の5条を加える。

（指定管理者）

第12条 市長は、ハナトピア岩沼の管理上必要と認めるときは、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にハナトピア岩沼の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第6条から前条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条から前条までの規定及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第13条 前条第1項の規定により指定管理者にハナトピア岩沼の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) ハナトピア岩沼の管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にハナトピア岩沼の管理を行わなければならない。

（利用料金）

第15条 第12条第1項の規定により指定管理者にハナトピア岩沼の管理を行わせる場合の利用料金は、同条第2項の規定により読み替えて適用する第9条第1項の規定に基づき算出した額を上限として、市長の承認を受けて指定管理者が定める。これを変更しようとする場合も、同様とする。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第16条 指定管理者は、第12条第2項の規定により読み替えて適用する第11条の規

定に基づき利用料金を減免する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。